

## 厚木市ペット霊園等の設置に伴う環境保全に関する要綱 指導基準

厚木市ペット霊園等の設置に伴う環境保全に関する要綱（以下「要綱」という。）  
第6条に基づく指導基準を次のとおり定める。

公衆衛生及び生活環境を損ねることのないような適切な措置

- (1) 騒音、振動、粉じん、水質汚濁、悪臭、ばい煙等による環境悪化の防止については、関係法令等※1に準ずるものであること。
- (2) 火葬炉を有する施設については、以下の事項を遵守すること。
  - ア 火葬炉の構造基準※2に従って、処理について適正なものとし、過大なものとはせず、必要最小限の規模にとどめること。
  - イ 外観は周辺の環境を配慮したものとし、上屋等で風雨に耐えうるものとする
  - ウ 燃え殻、ばいじんなどについては、場外搬出し、適正な処理を行うこと。
- (3) 事業区域の境界には、密植した樹木の垣根を設け、周辺環境に配慮すること。
- (4) 墓碑等の工作物は、その形態については高さを抑えるなど、周囲の景観に配慮したものとし、食料品を供え物として供する場合は放置しない等、日常の衛生管理に努めること。

### ※1 関係法令

- 1 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- 2 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- 3 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- 4 神奈川県生活環境の保全に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）
- 5 振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動についての規制基準（平成30年厚木市告示第51号）
- 6 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等（平成30年厚木市告示第50号）

### ※2 火葬炉の構造基準

- 1 火葬炉の構造

- (1) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく燃焼できること。
- (2) 燃焼室は、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）が動物を焼却する際の悪臭の発生を抑制するのに十分な燃焼ガス温度を確保できるものであること。
- (3) 燃焼ガス温度が外部から確認できる炉内温度計を設置していること。
- (4) 燃焼室には必要な温度を保つための助燃装置を備えていること。
- (5) 燃焼室は主燃焼室と二次燃焼室が設けられており、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）のうち、二次燃焼室の燃焼ガス温度が、摂氏 800 度以上の状態を保てるようになっていること。
- (6) 主燃焼室、二次燃焼室にはそれぞれ、必要な温度を保つための助燃装置を備えていること。
- (7) 助燃装置の燃料は、ガス燃料（天然ガスなど）または灯油等で、助燃装置使用時に公害が発生しない良質なものを使用すること。
- (8) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

## 2 焼却の方法

- (1) 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないこと。
- (2) 煙突の先端から火炎又は黒煙を出さないこと。
- (3) 煙突から焼却灰及び未燃焼物は飛散しないこと。
- (4) 焼却中は、悪臭が発生しないような方法をとること。